

国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質の一部を改正する告示案 新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)
 ○国際海事機関海洋環境保護委員会の判定に基づき環境大臣が指定する物質 (平成十八年十二月環境省告示第四百十八号) (抄)

改 正 案		現 行	
一 (略)	二 (略)	一 (略)	二 (略)
物 質	係 数	物 質	係 数
(1) アルキルサリチル酸カルシウム (アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。)	—	(1) (略)	(略)
(16) アルキルサリチル酸カルシウム (アルキル基の炭素数が十から二十八までのもの及びその混合物に限る。)	—	(16) (略)	(略)
(17) 長鎖アルキルサリチル酸カルシウム (アルキル基の炭素数が十八から二十八までのもの及びその混合物に限る。)	—	(17) (略)	(略)
(18) アルキルトルエン (アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。)	—	(17) (略)	(略)
(19) アルキルトルエン (アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。)	—	(20) (略)	(略)
(23) アルキルトルエン (アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。)	—	(21) (略)	(略)
(24) アルキルトルエン (アルキル基の炭素数が十八以上のもの及びその混合物に限る。)	—	(27) (略)	(略)
(25) アルケン酸ポリヒドロキシエステルのほう酸エステル	—	(28) (略)	(略)
(32) アルケン酸ポリヒドロキシエステルのほう酸エステル	—	(76) (略)	(略)
(33) デシルアルコール、ドデシルアルコール及びトラデシルアルコールの混合物	—	(77) (略)	(略)
(82) デシルアルコール、ドデシルアルコール及びトラデシルアルコールの混合物	—	(92) (略)	(略)
(83) パーム核油脂脂肪酸 (蒸留物に限る。)	—	(93) (略)	(略)
(99) パーム核油脂脂肪酸 (蒸留物に限る。)	—	(110) (略)	(略)
(117) パーム核油脂脂肪酸 (蒸留物に限る。)	—	(111) (略)	(略)
(118) ポリエーテルのほう酸エステル (他の海洋環境の保全の見地から有害である又は有害でない物質と混合している状態で輸送されるものに限る。)	—	(113) (略)	(略)
(119) ポリオレフィンアミドアルケンアミン	—		
(122) ポリオール	—		

